

## 単品スライド運用基準

平成 20 年 7 月 18 日	財政局理事決裁
平成 20 年 10 月 8 日	一部改正
平成 21 年 2 月 16 日	一部改正
令和 元年 9 月 16 日	一部改正
令和 4 年 6 月 2 日	一部改正
令和 4 年 7 月 1 日	一部改正
令和 4 年 8 月 4 日	一部改正
令和 8 年 4 月 10 日	一部改正

札幌市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 26 条第 5 項の規定に基づく請負代金額の変更（以下「単品スライド」という。）の手續について、次のとおり定める。

### 1 単品スライドの適用対象

#### (1) 主要な工事材料

ア 鋼材類（H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼 2 次製品、ガードレール、スクラップ等。ただし、非鉄金属を含まない。）

イ 燃料油（軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油）

ウ 鋼材類及び燃料油以外で、原油価格の高騰等の特別な要因により、価格が著しく変動したと認められるもののうち、対象品目とされた主要な工事材料（以下「その他対象品目」という。）。ただし、加工品・機器類については、当該対象品目の価格の急激な変動を客観的に判断できる資材に限るものとし、また対象品目のくくり（同一対象品目類とみなす範囲）については、発注者及び受注者が協議して定める。

#### (2) 対象工事

残工期が 2 月以上ある工事

### 2 算定対象とする「主要な工事材料」

(1) 1 (1) の「主要な工事材料」のうち、単品スライドによる変更額（以下「スライド額」という。）の算定の対象となるものは、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が、「請負代金額（税込み）」の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = |M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}|$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = |M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}|$$

$$\text{変動額}_{\text{材料}} = |M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}|$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}、M_{\text{油}}^{\text{当初}}、M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 110/100$$

$M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 、 $M_{材料}^{変更} = \{p'_{1} \times D1 + p'_{2} \times D2 + \dots + p'_{m} \times Dm\} \times k \times 110/100$   
 $M_{鋼}^{当初}$ 、 $M_{油}^{当初}$ 、 $M_{材料}^{当初}$ ：価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他対象品目の金額  
 $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 、 $M_{材料}^{変更}$ ：価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他対象品目の金額  
 $p$ ：設計時点における各材料の単価  
 $p'$ ：4の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価  
 $D$ ：5の規定に基づき各材料について算定した対象数量  
 $k$ ：落札率

(2) (1)の「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

ただし、請負代金額の部分払のための既済部分検査に合格した旨の約款第 38 条第 3 項に規定する通知の書面において、7の規定により、発注者又は受注者は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライドの適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

### 3 スライド額の算定

#### (1) 実勢価格を使用する場合(原則)

スライド額の算定は、2の規定により当該工事の算定の対象とされた各材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{増額} = (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) + (M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{当初}) - P \times 1/100$$

$$S_{減額} = (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) + (M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{当初}) + P \times 1/100$$

$S_{増額}$ ：スライド額（受注者からの増額請求による算定（以下「増額スライド」という。）の場合）

$S_{減額}$ ：スライド額（発注者からの減額請求による算定（以下「減額スライド」という。）の場合）

$M_{鋼}^{当初}$ 、 $M_{油}^{当初}$ 、 $M_{材料}^{当初}$ 、 $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 、 $M_{材料}^{変更}$ ：2(1)に同じ

$P$ ：2に規定する請負代金額（消費税相当額及び地方消費税を含む。）

#### (2) 実際に購入した際の代金額を使用する場合

##### ア 増額スライドの場合

(ア) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。）を算定し、これら実際の購入金額が、(1)の $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を下回る場合にあつては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

- (イ) (ア)で算定した実際の購入金額が(1)の $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、6(1)に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、 $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

#### イ 減額スライドの場合

実際の購入金額を示して、6(1)により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が(1)の $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を上回り、かつ6(1)に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

- (3) (2)「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。

ア 6の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が5に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額

イ 6の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が、5に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額

ウ 燃料油に該当する各対象材料について、6(4)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5の対象材料とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、4(1)イ(i)の平均価格を乗じて得た金額

- (4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の変更を行うものではない。

- (5)  $S_{増額} \leq 0$  又は  $S_{減額} \geq 0$  の場合は、受注者に対して請負代金額の変更が生じない旨を通知し、処理を終了する。

#### 4 価格変動後における単価の算定方法

- (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価( $p'$ )は、次のア及びイ(減額スライドにあってはウ及びエ)に定めるとおりとする。

##### 【増額スライドの場合】

ア 鋼材類及びその他対象品目

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬

入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格)とする。

#### イ 燃料油

- (ア) 各対象材料を購入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を搬入月ごとの購入数量で加重平均した価格)とする。
- (イ) 各対象材料のうち、6(4)の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても、5の対象数量とすることとしたものにあつては、(ア)の規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

### 【減額スライドの場合】

#### ウ 鋼材類及びその他対象品目

施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。

#### エ 燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格)とする。

- (2) (1)ア及びイ(ア)に規定する各対象材料の搬入又は購入(以下「搬入等」という。)の月及び数量は、約款第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

## 5 対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする数量(D)(以下「対象数量」という。)は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。
  - ア 設計図書(営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。)に記載された数量があるときは、当該数量
  - イ 数量総括表に一式で計上されている仮設工事については、発注者の設計数量
  - ウ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの(運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。)にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観

的に確認できるもの（減額変更の場合は、数量総括表に明記されていない燃料油等については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量）

- (2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、7に定めるところにより単品スライドの適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

## 6 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する確認又は協議

- (1) 受注者が単品スライドの適用を請求したとき又は減額スライドにおいて発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異議を申し立てたときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料についてこれらの事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライドの適用対象とはしないものとする（減額スライドの場合にあつては、発注者が算定したスライド額を請求代金額の変更額とする。）。
- (3) (1)の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあつては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。
- (4) (1)の規定にかかわらず、燃料油については、当該対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期の全てを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても、5の対象数量とすることができる。

## 7 部分払時の取扱い

約款第38条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査による確認結果の通知を行うにあたり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適當となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者の部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライドの協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

## 8 部分引渡し

約款第 39 条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライドを適用することができない。

## 9 請負代金額の変更手続等

- (1) 単品スライドの請求については、当該請求の際に残工期が 2 月以上ある場合に限り、これを行うことができる。ただし、部分引渡しを伴う工事において、指定部分に係る請求を行う場合は、指定部分の残工期の 2 月以上前に請求を行わなければならない。
- (2) (1)に規定する請求があったとき又は請求を行ったときは、約款第 26 条第 8 項の規定に基づき、受注者の意見を聞いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から 45 日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日又は請求を行った日から 7 日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) 単品スライドの契約変更については、工期の末に行うものとする。
- (4) スライド額の算定後、受注者にスライド額を通知し、約款第 26 条第 7 項の規定に基づく協議（以下「スライド協議」という。）を開始する。スライド協議時においては、必要に応じて積算に用いた資料等を活用して、変更内容の説明を行うものとする。
- (5) スライド協議開始日から 14 日以内に受注者から異存がある旨の申し出がなかった場合は、スライド協議が成立したものとみなし、工事担当部は速やかに契約担当部へ変更契約の原議を提出すること。
- (6) スライド協議開始日から 14 日以内であっても、受注者の合意が得られれば、工事担当部は原議を契約担当部へ提出し、変更契約の手続を依頼することができること。
- (7) 増額スライドの場合であって、協議成立前に受注者から請求の取下げがあった場合は、工事担当部は速やかに契約担当部へその旨を報告すること。
- (8) この運用基準に定めのないものについては、「工事請負契約書第 26 条第 5 項の運用について」（令和 4 年 6 月 17 日付け国会公契第 6 号、国官技第 74 号、国営管第 111 号、国営計第 56 号、国港総第 197 号、国港技第 23 号、国空予管第 275 号、国空空技第 102 号、国空交企第 55 号、国北予第 23 号）、「工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）」、「工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（営繕工事版）」及び国土交通省作成の「スライド条項に関する FAQ（単品スライドの運用改定等を含む）」を準用することができるものとする。

## 10 全体スライド条項又はインフレスライド条項と併用する場合の特則

約款第 26 条第 1 項から第 4 項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）又は約款第 26 条第 6 項の規定（以下「インフレスライド条項」という。）を適用し

て請負代金額を変更した契約については、2 (1) 中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項又はインフレスライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における各材料の単価」とあるのは「設計時点における各材料の単価（約款第 26 条第 3 項の基準の日又はインフレスライド条項の適用により請負代金額を変更するうえで定める基準の日（以下「基準日」という。）以降については、当該基準日における単価）」と、3 (1) 中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から約款第 26 条第 3 項の変動後残工事代金額又はインフレスライド条項の適用により請負代金額を変更するうえで算出した変動後残工事代金額を控除した額（基準日以降については、0 とする。））」とする。

#### 11 手続に係るフロー及び様式

(1) 単品スライド実施フロー …別紙 1 のとおり

(2) 単品スライド運用手順 …別紙 2 のとおり

(事務処理フロー及び様式)

※ (2)については、増額スライドの場合を想定したものである。減額スライドの必要が生じた場合については、(2)や 9 (8)に掲げる規程等を準用し事務処理を行うこととする。

附則（平成 20 年 7 月 1 日）

- 1 この運用基準は、平成 20 年 7 月 22 日から施行し、当分の間、適用する。
- 2 工期の末日がこの運用基準の施行日以降で、平成 20 年 9 月 30 日以前である工事に係る 9 (1)の規定の適用については、「当該工事の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が 2 月以上ある場合」とあるのは、「工期満了前であって、かつ平成 20 年 7 月 30 日まで」とする。

附則（平成 20 年 10 月 7 日）

- 1 この運用基準は、平成 20 年 10 月 8 日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの運用基準の施行日以降で、かつ、単品スライド条項の適用の対象となる主要材料が、その他対象品目である場合は、9 (1)の規定の適用については、「当該工事の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が 2 月以上ある場合」とあるのは、「工期満了前であって、かつ平成 20 年 10 月 20 日まで」とする。

附則（平成 21 年 2 月 16 日）

- 1 この運用基準は、平成 21 年 2 月 16 日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの運用基準の施行日以降で、かつ、平成 21 年 3 月 31 日以前である減額スライドに係る工事の 9 (1)の規定の適用については、「当該工事の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が 2 月以上ある場合」とあるのは、「工期満了前であって、かつ平成 21 年 2 月 25 日まで」とする。

附則

この運用基準は、令和元年10月1日から施行する。

附則（令和4年5月27日）

この運用基準は、令和4年6月2日から施行する。

附則（令和4年6月30日）

この運用基準は、令和4年7月1日から施行する。

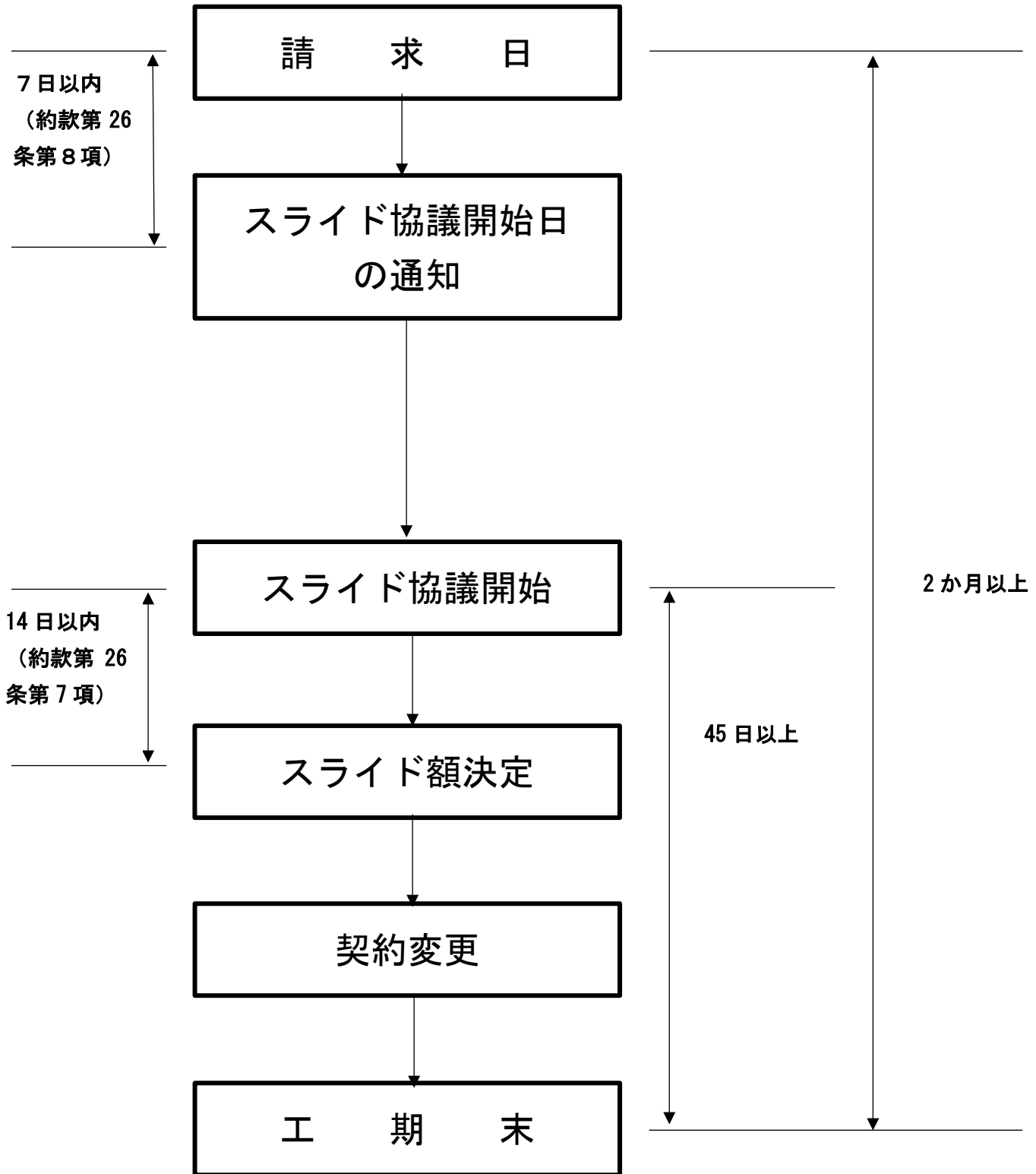
附則（令和4年8月1日）

この運用基準は、令和4年8月4日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附則（令和8年4月10日）

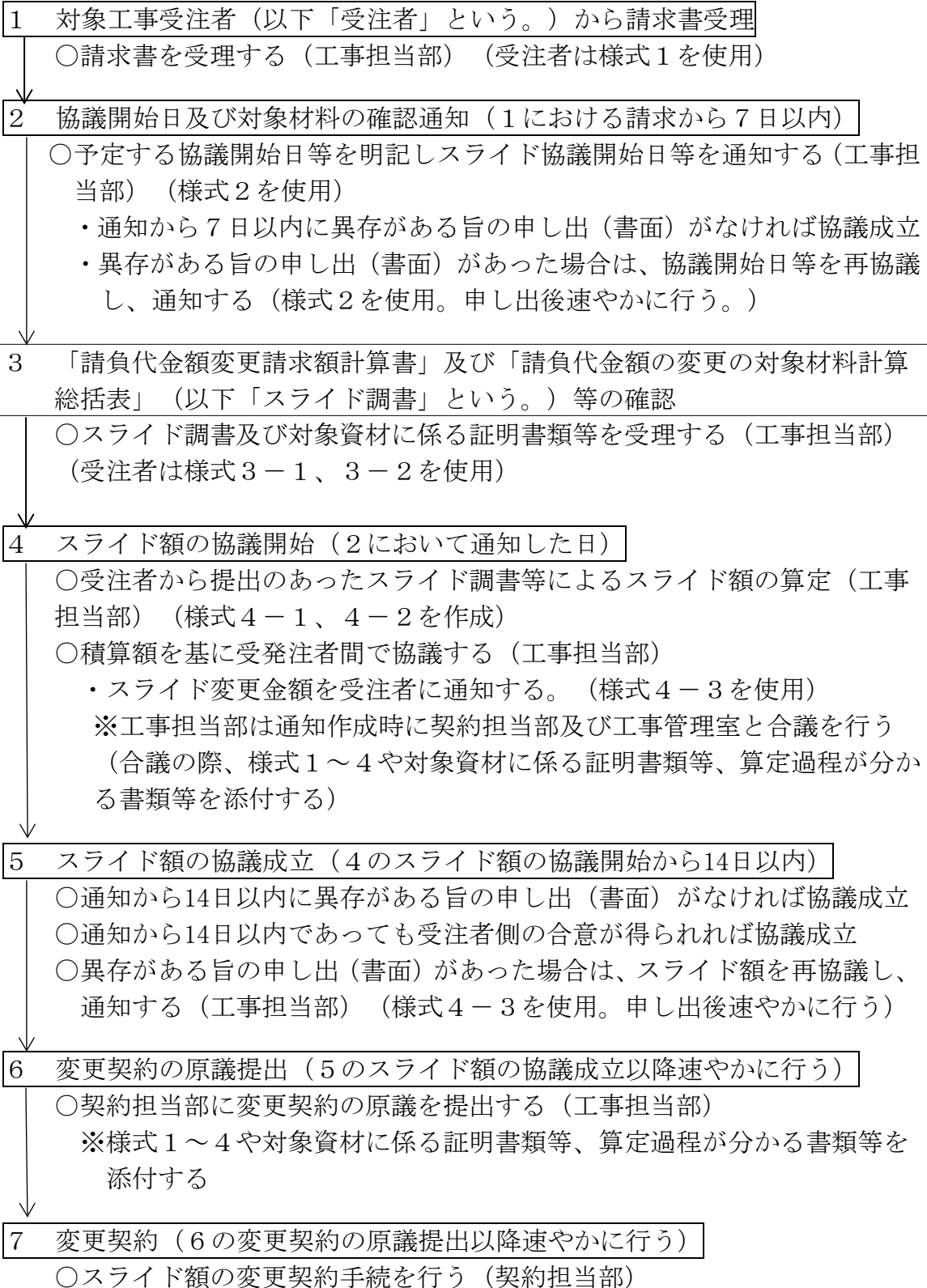
この運用基準は、令和8年4月10日から施行する。

# 単品スライド実施フロー



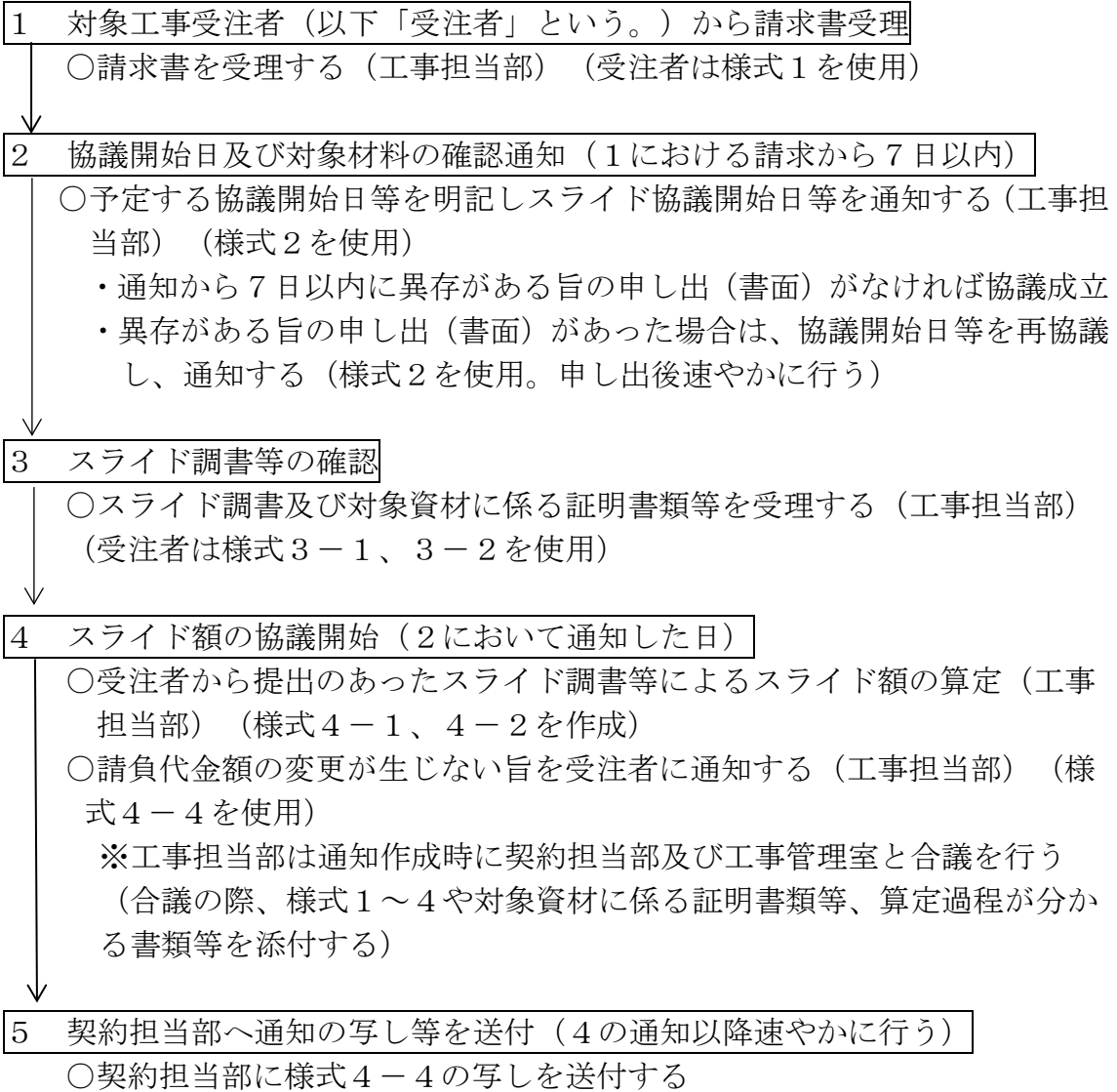
**単品スライド運用手順**  
(請負代金額に増額がある場合)

[単品スライド事務処理フロー図参照]

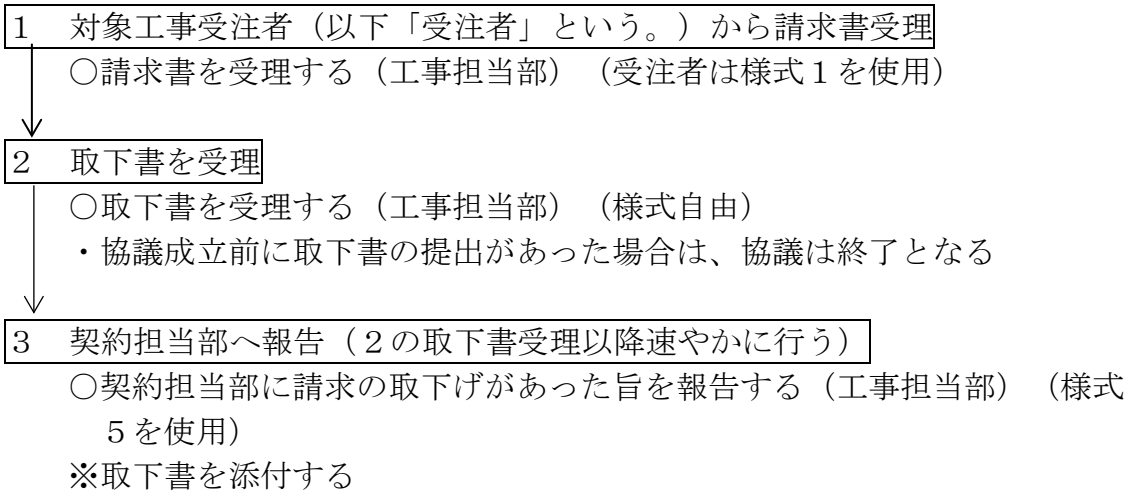


単品スライド運用手順  
(請負代金額に変更がない場合)

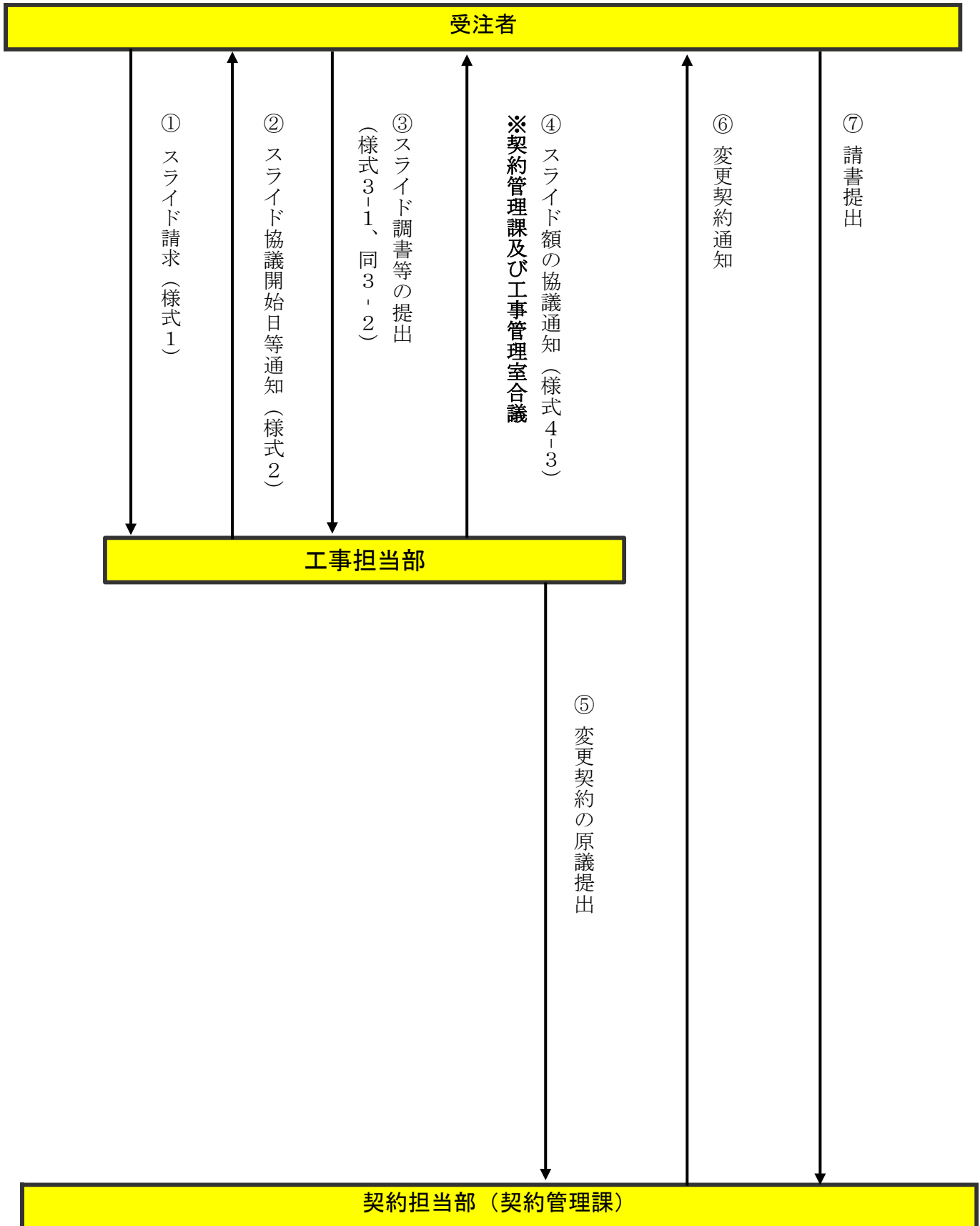
[単品スライド事務処理フロー図参照]



単品スライド運用手順  
(協議成立前に取下書の提出があった場合)



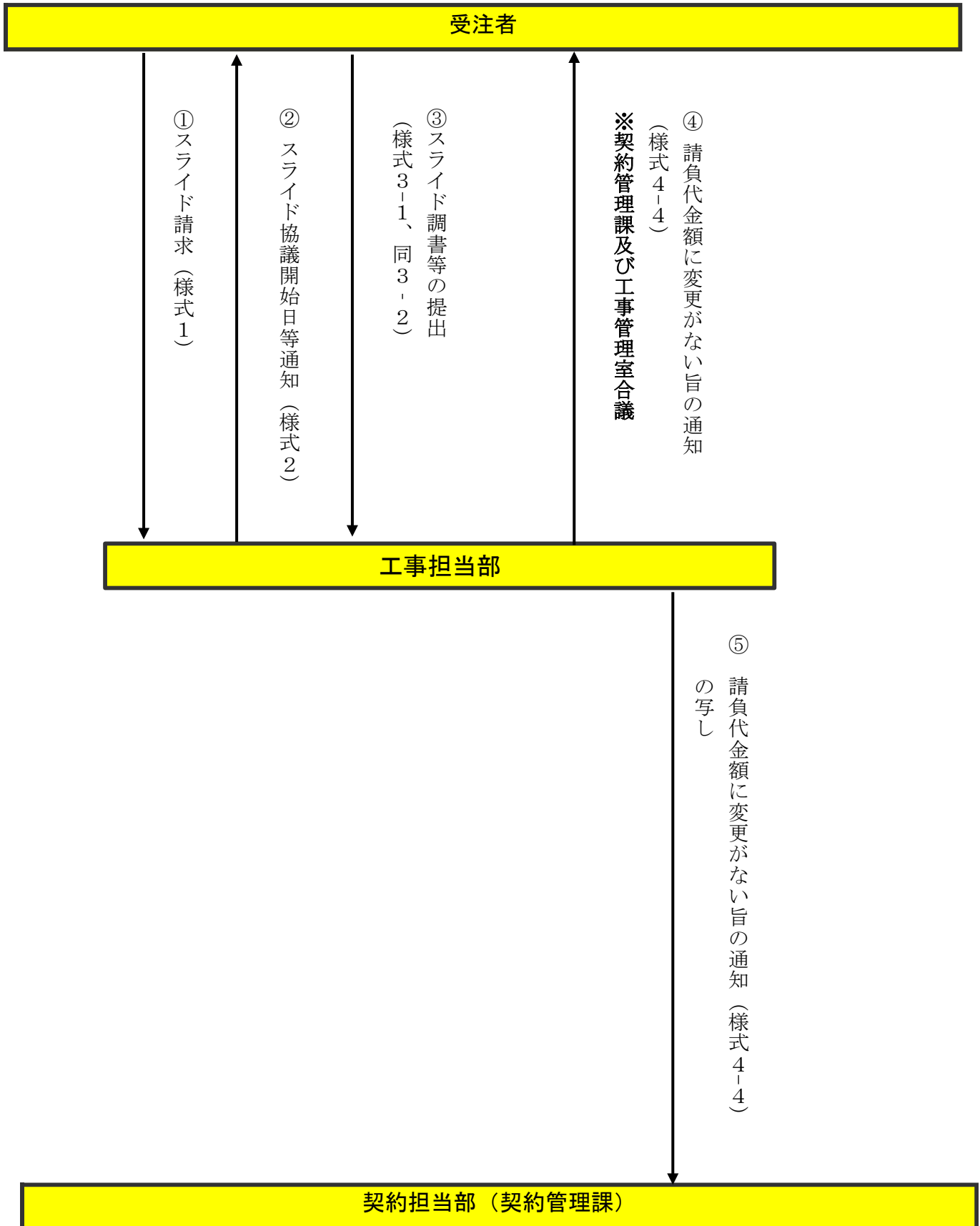
単品スライド事務処理フロー図（請負代金額に増額がある場合）



※請負代金額に減額がある場合の具体的な手続については、上記フロー図や国で定める運用方法等に準じて取り扱う

※協議成立前に取下書の提出があった場合は、工事担当部から契約担当部あて報告を行う (様式5)

単品スライド事務処理フロー図（請負代金額に変更がない場合）



※協議成立前に取下書の提出があった場合は、工事担当部から契約担当部あて報告を行う（様式5）

(別記様式1)

年 月 日

(宛先) 札幌市長

(住所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

札幌市建設工事請負契約約款第26条第5項 (単品スライド条項)  
に基づく請負代金額の変更について (請求)

下記の工事については、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、札幌市建設工事請負契約約款第26条第5項の規定に基づき請負代金額の変更を下記のとおり請求します。

記

1 工事番号及び工事名

2 請 負 代 金 額

3 契 約 日 年 月 日

4 工 期 (着手) 年 月 日

(しゅん功) 年 月 日

5 請求する主要資材名

【請求する工事材料を具体的に記載】

6 変更請求概算額(※)

※今回の請求は概算額です。精査の結果、請求額が変更となっても問題ありません。

(受注者→工事担当部)

(別記様式2)

第 号  
年 月 日

様

札幌市長

札幌市建設工事請負契約約款第26条第8項に基づく  
協議開始日等について(協議)

先に請求のありました下記工事に係る請負代金額の変更請求について、札幌市建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)第26条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日について協議いたします。

本通知の内容に異存がない場合は、本通知の内容を承諾したものとします。その場合、約款第26条第5項に係る対象材料(数量及び価格)等の確認に要する請負代金額変更請求額計算書(様式3-1)、請負代金額の変更の対象材料計算総括表(様式3-2)及び対象資材に係る証明書類等を提出してください。

また、異存がある場合は、本通知日から7日以内に書面にて申し出てください。

記

1 請 求 日 年 月 日

2 工事番号及び工事名

3 予定スライド額協議開始日 年 月 日

担当

〇〇局〇〇部〇〇課

工事主任 〇〇〇〇

(工事担当部→受注者)

請負代金額変更請求額計算書

(宛先)札幌市長

受注者  
商号又は名称  
代表者氏名

単品スライド条項に伴う請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工事名

記

品 目	規 格	単 位	数 量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	差 額	備 考
		t									
		t									
		t									
		t									
鋼 計		t									
鋼材類 合計											
		L									
		L									
		L									
		L									
油 計		L									
燃料油 合計											
変 動 額											
単品スライド請求額											

注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。  
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

## 請負代金額の変更の対象材料計算総括表

(宛先)札幌市長

受注者  
商号又は名称  
代表者氏名

年 月 日付けであった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工事名

記

品 目	規 格	単 位	数 量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した 建設機械名	使用目的	証明の 有無	備 考
記載例											
軽油	1.2号	L	5,000	90	450,000	札幌石油	H20年4月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1.2号	L	10,000	100	1,000,000	札幌石油	H20年5月		現場内重機	有	別添〇〇
										有	別添〇〇
購入数量(証明済み) 合計			15,000								
軽油	1.2号	L	2,000		0	札幌石油	H20年6月	ダンプ	現場～〇〇地先 (流用先)運搬	無	別添〇〇
										無	別添〇〇
購入数量(未証明) 合計			2,000								

注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。  
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。  
但し同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。  
また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督職員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

工事等担当部(原本)

部長	課長	係長	係

### スライド額積算調書

工 事 名	
請負代金額 (消費税等相当額を含む)	
設計書金額 (消費税等相当額を含む)	
工 期	着手 年 月 日 しゅん功 年 月 日
スライド額 (S) (うち取引にかかる消費税 及び地方消費税の額)	

年 月 日

工事主任 ○○ ○○

## スライド額計算書

①請負代金額 (税込み)	
②設計書金額 (税込み)	
③既済部分出来高金額(税込み)	
④スライド対象請負金額(①-③)(税込み)	
⑤(M変更鋼—M当初鋼) 又は(鋼材類の購入金額—M当初鋼) の安い方(税込み・落札率考慮)	
⑥(M変更油—M当初油) 又は(燃料油の購入金額—M当初油) の安い方(税込み・落札率考慮)	
⑦(M変更材料—M当初材料) 又は(その対象品目の購入金額—M当初材 料) の安い方(税込み・落札率考慮)	

## 1)スライド額(S)

$$S = \{(M\text{変更鋼} - M\text{当初鋼}) + (M\text{変更油} - M\text{当初油}) + (M\text{変更材料} - M\text{当初材料}) - P \times 1/100\}$$

$$= \textcircled{5} + \textcircled{6} + \textcircled{7} - \textcircled{4} \times 1/100 = \boxed{\phantom{000000}}$$

$$M\text{当初鋼}, M\text{当初油}, M\text{当初材料} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times K \times 110/100$$

$$M\text{変更鋼}, M\text{変更油}, M\text{変更材料} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times K \times 110/100$$

M当初鋼, M当初油, M当初材料 : 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその対象品目の金額

M変更鋼, M変更油, M変更材料 : 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその対象品目の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

K : 落札率

$$2)\text{スライド金額}(S') = \text{スライド額}S \times 100/110 = \boxed{\phantom{000000}}$$

(万円未満切り捨て)

$$3)\text{消費税等相当額} = \text{スライド額}(S) \times 0.10 = \boxed{\phantom{000000}}$$

$$4)\text{スライド額}(S) = \text{スライド額}(S') + \text{消費税等相当額} = \boxed{\phantom{000000}}$$

第 号  
年 月 日

様

札幌市長

札幌市建設工事請負契約約款第26条第7項に基づく  
請負代金額の変更について（協議）

先に請求のあった下記工事に係る請負代金額の変更請求について、札幌市建設工事請負契約約款第26条第7項の規定に基づき、スライド額について協議いたします。

本通知の内容に異存がある場合は、速やかに書面にて申し出てください。

なお、本通知日から14日以内に異存がある旨の申し出がない場合又は14日以内であっても本通知に基づく変更契約に係る請書の提出がなされた場合は、本通知の内容を承諾したものとみなします。

記

1 請求日 年 月 日

2 工事番号及び工事名

3 スライド額（増額） 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

担当

〇〇局〇〇部〇〇課

工事主任 〇〇〇〇

(別記様式 4-4)

第 号  
年 月 日

様

札幌市長

札幌市建設工事請負契約約款第26条第5項に基づく  
請負代金額の変更について (通知)

先に請求のあった下記工事に係る請負代金額の変更請求について、対象材料の価格変動前後の差額が請負代金額の1%を超えず、札幌市建設工事請負契約約款第26条第5項に基づく請負代金額の変更が生じないこととなりましたので通知します。

記

- 1 請 求 日 年 月 日
- 2 工事番号及び工事名

担当  
〇〇局〇〇部〇〇課  
工事主任 〇〇〇〇

(工事担当部→受注者)

(別記様式5)

第 号  
年 月 日

財) 管財部長 様

○) ○○部長

札幌市建設工事請負契約約款第26条第5項に基づく  
請負代金額の変更請求の取下げについて (報告)

下記工事について、札幌市建設工事請負契約約款第26条第5項に基づき、受注者から請負代金額の変更請求がありましたが、別添のとおり、受注者から取下書の提出があり、協議を終了しましたので、報告いたします。

記

1 請 求 日 年 月 日

2 工事番号及び工事名

担当

○○局○○部○○課

工事主任 ○○○○

(工事担当部→契約担当部)